

国語教科書における口語文体選択の契機

— 『沖縄県用尋常小学読本』の編集方針について—

甲 斐 雄一郎

1 問題としての国語科成立時における口語教材の増加

小学校教則大綱(明治24年)下から小学校令施行規則(明治33年)下、すなわち国語科の成立に伴う教科書教材の転換に着目すると、とくに表現形式における変化が著しい。それは施行規則で規定された仮名の異体字、字音仮名遣い、漢字数に関する制限の帰結である。そのような制約下での編集によって国語科成立時の教科書教材の表現形式は定まったといえる。しかし出典としての近世以前の作品の減少、文章の種類の限定、そして語句の平易化など、かならずしも制度の規定に根拠のない変化も国語科用教科書には見出される。これらの変化の要因として先稿では、明治32年に保科孝一、岡田正美、藤岡勝二の3名が文部大臣に提出した「読本編纂及教授等意見書」に注目し、彼らの提言のうち、あるものは小学校令施行規則に明示され、他の項目は「官報」掲載という権威を帯びることによって教科書編集者、また教科書検定官らの指針として機能したと結論づけた¹⁾。彼らの提言において、平準化された国語は智徳を啓発するための手段としてみなされると同時に、そのような文章の習得それ自体が国内における「思想ノ交換」を実現するために、学校教育を通して学ぶべき対象としてもみなされていた。そして新たな教材作成のあり方についての彼らの提言は、国語の実体としての教科書教材を形成するうえで機能したと考えられるのである。

しかし教則における制度の新設、保科等による提言、また教科書検定のみでは説明することができないのが国語科成立時の教科書における口語文体の増加である。

小学校教則大綱下において編集された尋常小学校用教科書のうち、明治二十年代に編集されたものをAⅠ類、明治三十年代に編集されたものをAⅡ類、小学校令施行規則に伴う国語科の成立時(明治33年)に編集されたものをB類として、各出版社刊行の教科書ごとにそれぞれの口語文体の比率を一覧表にすると〈表1〉のようになる²⁾。

〈表1〉(口語文体の教材数/巻3-8の全教材数(比率))

	教則大綱前期(AⅠ)	教則大綱後期(AⅡ)	国語科成立時(B)
集英堂	12/180(6.7)	13/162(8.0)	62/120(51.7)
普及舎	10/150(6.7)	13/150(8.7)	58/150(38.7)
金港堂	11/141(7.8)	15/180(8.3)	46/136(33.8)
文学社	11/132(8.3)	12/150(8.0)	46/138(33.3)

刊行時期において、とくにAⅡ類とB類との差は1～3年であるにも関わらず、B類において口語文体は飛躍的に増加しているのである。管見によればAⅡ類が刊行された明治30～32年とB類が刊行された明治33年との間に、口語文の増加に関して文部省から特段の指示がなされているわけではない。また、「意見書」はもとより、教科書検定における指示も存在しない。AⅠ類の教科書を国語科の成立にあわせて改訂した教科書は、口語文体の比率それ自体はAⅠ類と変わらないものも検定を通過しているのである³⁾。したがって口語文体の増加が国語科用教科書としての合格基準とみなされていたとは考えにくい。国語科の成立に際して編集者と教科書会社は、改訂版と新編集版との二種類の教科書を用意し、新編集版においてのみ一斉に口語文体の比率を増加させているのである。

新編集版における口語教材増加の要因として、当時の動向としての口語文体の成熟や、文部省高官でもあった上田万年による世論の喚起等がまず挙げられるだろう。しかしそれらのみでは、AⅡ類においてではなくB類において口語文体が増加した理由、また各社個別にではなく全社一斉に増加した理由について整合的な解釈を提出することは困難である。

ここで注目されるのが文部省が沖縄県、北海道、それぞれの県・道内の尋常小学校生徒用に編集・刊行した二種類の読書科用教科書のうち、とくに沖縄県内で明治31年4月から38年3月まで使用された『沖縄県用尋常小学読本』である⁴⁾。これは「緒言」によれば省内の沖縄県の状況に通じた者若干名が起草にあたり、大臣官房図書課で編纂し、図書編纂審査委員の審査、文部大臣の裁定を経て成ったものである。この教科書が注目されるのは、一・二年生で使用する4巻までのうち韻文教材数編を除くすべてが口語文であること、さらに各課の題目が記載された3巻から8巻までの136教材中65教材(47.8%)が口語文教材で構成されていることである。したがってAⅠ・AⅡ類とB類との間にこの教科書を置いてみるならば、飛躍とみえたB類における口語文体の増加について、文部省が示したモデルに即した変化という見方もできるだろう。

しかし現時点ではこの教科書とB類の教科書群との直接的な影響関係を論証することはできない。そこでそのための前提的な作業として、この小論では『沖縄県用尋常小学読本』が同時期の教科書と比べて突出した数の口語文教材を掲載した方針を選択するに至った根拠を明らかにすることをねらいとしたい。それは国語科成立時において口語文教材が増加した根拠を推測する手がかりとなることが期待される。そのため以下、この教科書と関連する『尋常小学読本』『北海道用尋常小学読本』をはじめ、同時代に編集・刊行された検定教科書群との異同を検討するとともに、沖縄県の言語教育に関する施策の提言等を参照することによってこのねらいに近づくことにする。

2 成立の経緯と検定教科書教材との異同

この教科書の成立の経緯を示す資料は少ない。「緒言」に加えるものとしてはこの教科書の刊行時文部省の参事官として図書課勤務も兼ねていた渡部董之介が、大正5年に

『帝国教育』に寄稿した「北海道用沖縄県用小学読本編纂事情」が残されているのみである⁵⁾。

渡部によれば、北海道用と沖縄県用にそれぞれ特別の教科書を作成するに至ったのは、井上毅文相時代の「北海道や沖縄県は、氣候風土言語などが本土と異なつて居るから、一般の教科書では教育上不都合で宜しくあるまい、特別に編纂した方がよからう」という発議によるもので、実際に編集が開始されたのは明治29年である。その際両教科書に共通する編纂方針として確認された項目は以下の通りである。

- 1 文部省が編集・刊行した『尋常小学読本』（明治20年）を基として取捨する。
- 2 『尋常小学読本』は「稍文学的に傾いてゐるやうであるから、之を実用的に改める。
- 3 小学校教則大綱に準ずる。
- 4 教育勅語に留意する。
- 5 日清戦争が済んだ時であるから此の戦争のことを加へる。

さらに沖縄県固有の問題として「内地と違ひ、色々の事物が大に異なつて、北海道より其の差が甚だしいものがあるから、特に沖縄県の言語・風土・氣候・農業・漁業其他の事情」に留意することになったという。

緒言に記された「図書編纂審査委員」を構成するのは、木場貞長を委員長として、岡田良平・上田万年・篠田利英・中川小十郎・三宅米吉・黒田定治・新莊義之の七名である。また「沖縄県の状況に通じた者」が当時内務省の官吏であった「沖縄県人にて現今衆議院議員である岸本賀昌氏」であったことが記されている。ただし岸本が果たした具体的な役割、また実際に起草・編集にあたったとされる図書課の課員についてはここでは語られていない⁶⁾。

以上がこの教科書の編纂に関わる経緯について、当事者が語ったすべてである。先行研究では、『尋常小学読本』と『沖縄県用尋常小学読本』との差異に注目してその特色を描き出そうとしてきた。たとえばもっとも早い時期にこの教科書を取り上げた佐竹道盛氏は、以下の3点から『尋常小学読本』との対比を試みている⁷⁾。

- ①どのような教材が削除されたか。
- ②どのような教材が残されたか。
- ③どのような新教材が追加されたか。

これらのうち「①によって、沖縄県に不急不要とされた教材が明らかになり、②③によって、沖縄県に必要とされて残され、さらに補充された教材があきらかになる」というのがその見通しである。そして佐竹氏は、②・③を以下の(1)～(4)の四つに分類している。これらが「沖縄県に必要」とされた話題題材ということになるだろう⁸⁾。

- (1) 尊皇愛国の情を育てるもの
- (2) 軍事および武勇をすすめるもの
- (3) 勧学を意図するもの
- (4) 沖縄県民の本土への一体感を涵養することを意図したとみられるもの

しかし『沖縄県用尋常小学読本』の刊行はAⅡ類に相当する時期のものである。したがってこの教科書の編集・執筆者は『尋常小学読本』のみならず、先行する検定教科書(AⅠ類)の教科書もまた参照対象としたと考える方が自然である。さらに日清戦争の終結、それに伴う世界地理の変化等を考え合わせるならば、この教科書と同時代に刊行された検定教科書(AⅡ類)に新たに掲載された教材との異同も検討する必要があるだろう。すなわち(1)～(3)であってもそれがAⅠ類、またAⅡ類の教科書に存在するものであるならば、沖縄県のみならず、同時代の「内地」によっても必要とされて検定教科書に「補充された教材」とみなしうるのである。

編集時期を勘案するならば、『北海道用尋常小学読本』、『沖縄県用尋常小学読本』に共通する五項目の編纂方針のうち、小学校教則大綱に準拠すること、教育勅語の趣旨に即すことは教科書検定の観点でもあった。そして小学校教則大綱を前提とする以上、同教則における教科書編集規定に相当する部分の「児童ニ理會シ易クシテ其心情ヲ快活純正ナラシムル」のみならず、「修身地理歴史理科」、さらには2に関わる公民、家政などに関わる「日常ノ生活ニ必須」な材料もまたもとめられていたのである。〈表2〉は小学校教則大綱の教材規定に即した観点から『尋常小学読本』、沖縄県用、北海道用読本、そしてAⅠ類の検定教科書の各教材を編集規定に即して分類したものである⁹⁾。

〈表2〉 各教科書においてそれぞれの題材が教材全体に占める比率

	修身	地理	歴史	理科	その他				課・総計
					公民	家政	説話	他	
尋常小学読本	15.2	4.9	17.4	24.5	0	1.1	20.1	11.4	184
沖縄県用	18.4	14.7	19.9	17.6	2.9	3.7	15.4	7.4	136
北海道用	16.9	21.6	16.9	20.3	3.4	4.1	8.8	8.1	148
集英堂AⅠ	14.4	14.4	22.2	22.8	2.8	1.7	6.1	15.6	180
普及舎AⅠ	16.7	20.7	16.0	18.0	2.0	8.7	4.7	13.3	150
金港堂AⅠ	18.4	9.9	16.3	29.8	3.5	12.1	2.1	7.8	141
文学社AⅠ	19.7	9.1	18.2	22.0	6.1	3.0	13.6	8.3	132

ここにみるように、両教科書における話題題材の比率は、『尋常小学読本』と比べたならば地理的教材、公民的教材、家政的教材において増加が認められ、理科的教材、説話

教材において減少が認められる。しかしそれらはAⅠ類の検定教科書にも共通して認められる現象である。この意味で話題題材の比率から両教科書とAⅠ類の「内地」用検定教科書との間に顕著な差異を見出すことは困難である。さらに『沖縄県用尋常小学読本』に掲載された教材の題材は、『尋常小学読本』のみならずAⅠ類AⅡ類所収の教材との間に重なりがみられる¹⁰⁾。すなわち佐竹氏の分類中、『尋常小学読本』から残された教材はもとより、追加された「新教材」も、実際には多くが検定教科書に存在するのである。

3 関連教科書からみた教材構成の特質

3.1 『沖縄県用尋常小学読本』における固有の教材群

『尋常小学読本』や先行する検定教科書はもとより、同時期に刊行された検定教科書に掲載された教材群と比べあわせるならば、『沖縄県用尋常小学読本』に固有の教材と見なしうるものは14編存在する。ただしこれらのうち、「老人の話」(6巻14課)、「鳥の卵」(5巻3課)、「樹木」(6巻10課)、「二匹の羊」(3巻15課)、「野山の遊び」(5巻1課)の五編は「特に沖縄県の言語・風土・気候・農業・漁業其他の事情」に配慮するという編集方針の結果作成された教材とは考えにくい。この編集方針に基づいて新たに作成されたと考えられるのは、以下の9編である。

地理的教材 波之上宮 (5巻22課)、那覇 (7巻3課)

歴史的教材 蕃蕃大主 (5巻7課)、名ご順則が鶏を助けた話 (6巻6課)、源為朝 (6巻16課・17課)、儀間真常 (6巻23課)、舜天 (7巻4課)

理科的教材 わうこてふ (3巻6課)

これらのみならず「内地」用教科書との共通教材と見なしうるものの中に、沖縄県に関連した話題を折り込んだ例も11編を見出すことができる。

それらの意図は以下の三類型に分けられる。

一つは「内地」の題材について、「現地」の情報と対比することによって理解を容易にすることをねらいとしたと考えられる教材群である。これらはとくに地理的題材を取り上げる場合が多い。東京の規模を想像する手がかりを与えるために那覇の情報を導入部分に置いた「東京」(7巻9課)がその典型である。

那覇の人口、三万四千あることは、汝等のすでに知る所なり。今若し、これに四十倍の人口ある、一つの都会ありとせば、汝等、その繁華は、如何ばかりならんと思ふか。

これに相当する教材は、他に「富士山」(4巻23課)、「楠正成」(7巻12課)、「九州」(8巻13課)、「台湾」(8巻16課)、「航海」(5巻17課)などがある¹¹⁾。

二つ目の類型は、理科的題材、公民・実業的題材等、「内地」の小学生にとって「日常ノ生活ニ必須」な知識として既存の教科書に掲載されている題材について、「現地」固有の特徴・課題をあわせて知らせることをねらいとしたと考えられる教材である。たとえば「砂たう」（4巻14課）では次のように記されている。

砂たうきびは、暖かな所に、そだつもので、此沖繩やおほすみ、たいわんなどには、よくせい長いたします。

同様の趣旨の教材に、「四季」（5巻13課）、「水産」（5巻18課）、「雨及雪」（8巻5課）がある。

三つ目の類型として挙げられるのが、説話や児童生活を取り上げた題材において登場人物をとりまく状況、人物が用いる道具に現地の状況や素材を用いるものである。それによって当該の教科書を用いる子どもに学習への親近感を持たせることを企図したと考えられる。この教科書では「しんせつな妹」（3巻5課）がそれに相当する。これは『尋常小学読本』においては、妹が病気の姉を慰めるために「つばきの花」を贈る物語であった。それをこの教科書では沖繩で「一ばんうつくしく、そして、上ひんな花」（3巻6課）とされる「わうこてふ」に置き換えているのである。

このように「特に沖繩県の言語・風土・気候・農業・漁業其他の事情」に配慮してこの教科書のために作成・修正された教材は合計すると20編に及ぶ。これは3巻以上の全136編中14.7%を占めることになる。次にこの比率が意味することを、『北海道用尋常小学読本』の教材構成と比べることによって検討することにする。

3.2 『北海道用尋常小学読本』からみた『沖繩県用尋常小学読本』の特質

すでにみたように『北海道用尋常小学読本』は『沖繩県用尋常小学読本』と共通の編集方針で作成されていた。しかし渡部の回想、また『北海道用尋常小学読本』巻一の「緒言」によれば、その編集体制において、沖繩県用教科書との間に大きな開きがある。沖繩県用の教科書は図書課職員が起草したのに対し、北海道用では北海道参事官、そして北海道教育会会長の経歴をもつ白仁武（文部省書記官・図書課兼勤）を編集主任とし、「多年北海道ノ教育ニ従事シタル者三名ニ臨時編纂委員ヲ嘱託シ」て起草させたという。こうした差異をもたらした理由についての解釈の可能性については後述することにし、ここでは『沖繩県用尋常小学読本』と同様の方法によって、『北海道用尋常小学読本』固有の教材を特定する。

この教科書のために作成された教材と見なしうるものは28編存在する。これらから北海道固有の題材とは考えにくい「泳ぎ」（3巻10課）、「ふぢ女」（8巻10課）、「パンノ製造法」（6巻17課）、「料理」（7巻16課）の四編を除いた24編が以下のものである。

修身的教材 寒気に慣れよ（6巻14課）、一村の団結（7巻25課）

地理的教材	石狩川 (4 巻 4 課)、冬の日 (二) (4 巻 9 課)、札幌神社 (5 巻 11 課)、 もんべつ村 (6 巻 4 課)、産物の販路 (7 巻 4 課)、交通 (8 巻 4 課)
歴史的教材	武田信広 (5 巻 12・13 課)、移住者ノ話 (6 巻 3 課)
理科的教材	鱈 (3 巻 7 課)、林檎 (3 巻 18 課)、鮭 (4 巻 5 課)、重ナル樹木 (4 巻 20 課)、麻ト亜麻 (5 巻 5 課)
その他教材	水産会 (5 巻 4 課)、牧畜 (6 巻 10 課)、遠洋漁業の歌 (8 巻 17 課)、 海員 (8 巻 18 課)
生活教材	にはのさうち (3 巻 4 課)、泳ギ (3 巻 10 課)、冬の日 (一) (4 巻 8 課)、冬の遊び (4 巻 14 課)

さらに『尋常小学読本』や検定教科書に存在する教材に、北海道に関連する話題を折り込んで作成した教材は 23 編に及ぶ。これらを前節の類型に即して分類すると以下のようになる。

第一の類型に相当する教材には「航海」(5 巻 21 課・22 課)、「商船」(7 巻 3 課)、「カバフト」(7 巻 22 課)、「外国」(8 巻 3 課)、「ウラジロストック」(8 巻 6 課) の 6 教材が見出せる。第二の類型に相当する教材には「麦」(3 巻 17 課)、「米」(4 巻 1 課)、「四季」(4 巻 3 課)、「熊トラッコ」(4 巻 16 課)、「馬」(4 巻 17 課)、「衣服」(4 巻 21 課)、「鯨」(4 巻 23 課)、「桜」(5 巻 2 課)、「養蚕」(5 巻 3 課)、「砂糖」(5 巻 14 課)、「会社」(8 巻 7 課)、「家屋ノ建築」(8 巻 23 課)、「国民ノ重ズベキ義務」(8 巻 27 課) の 13 教材がある。第三の類型として挙げられる教材には「あさ日」(3 巻 1 課)、「方位」(3 巻 3 課)、「夏の夕べ」(5 巻 11 課)、の 3 教材を指摘できる。

このように、北海道用教科書のために作成・修正された教材は合計すると 46 編に及ぶ。これは 3 巻以上の全 148 編中 31.1% を占めることになる。沖縄県用教科書における作成・修正の結果と比べたならば二倍をこえる比率である。

一方文体についてみるならば、『北海道用尋常小学読本』における 3 巻以降の口語教材の数は、8 編 (5.4%) にとどまる。この比率は沖縄県用教科書の一割強にすぎず、〈表 3〉に明らかなように、同時期に刊行された A II 類の検定教科書における水準をやや下回る。

〈表 3〉 小学校教則大綱下各教科書巻別口語文体数／課数

	3 巻	4 巻	5 巻	6 巻	7 巻	8 巻	計
沖縄県用	22/22	22/23	9/25	5/24	2/21	5/21	65/136
北海道用	6/24	2/24	0/24	0/24	0/25	0/27	8/148
集英堂 A II	13/27	0/27	0/27	0/27	0/27	0/27	13/162
普及舎 A II	10/25	2/25	1/25	0/25	0/25	0/25	13/150
金港堂 A II	8/30	4/30	3/30	0/30	0/30	0/30	15/180
文学社 A II	10/25	2/25	0/25	0/25	0/25	0/25	12/150

以上の対比から結論づけられることは、文部省においてほぼ同時期に、同様の編集方針で編集された二種類の教科書であるにもかかわらず、題材については『沖縄県用尋常小学読本』が、文体については『北海道用尋常小学読本』が、より「内地」用の検定教科書との共通性を認めうるということである。

二種類の教科書が、結果としてはこのような差異をもつに至った理由の一つは編集体制の差から説明されるだろう。すでに述べたように北海道用教科書の場合は、北海道教育会会長経験者を編集主任とし、また現職教員を起草委員としていた。そのことによって、書籍による調査や伝聞によっては作成し難いはずの児童生活の地域における日常を描いた教材の作成や、第三の類型による修正を可能にしたのである。

渡部の述懐によれば、北海道用教科書の固有の方針は以下のようなものであった。

先づ北海道は衣食住が他府県と違ひ、又異にすべき点がある、将来之が誘導助長を為すべき点も多い、此等に対し児童の観念を確実にし置く必要がある。山川草木花鳥なども主として北海道の実況を写すがよからう。遊戯にしても雪戦・氷すべり・雪達磨などを写し、一・二学年用の処に村落の景・通学の有様・遊戯・漁業・穀物・蔬菜などを写すにしても北海道に於ける実況を写すがよからう。

しかしこうした編集方針による教科書の編集・発行は、先行研究を代表する小泉弘氏によれば、実際には北海道の教育界からの要請によるものであった。そしてそれを北海道の教育界を代表して文部省に要請したのが、北海道教育会々長時代の白仁武なのである。小泉氏がまとめるように、「北海道教育会や北海道庁の意向を纏め、会長として自ら文部省に要請した」のも、「後に編纂主任として自らこれを完成させることになった」のも白仁であった。白仁は主に題材の選択の仕方によって、北海道固有の教育問題を解決しようとしたのである¹²⁾。

一方、同時期に沖縄県から沖縄県用教科書の編集に関する要請があったことを示す資料はない。したがってこちらの場合は文部省内部で沖縄県における教育上の課題を設定し、その解決・改善をはかるための編集方針を決定したのであろう。そして沖縄県固有の教育課題とみなされたのは、これまでの検討によるならば、題材よりも「言語」それ自体であった。そしてそれが『沖縄県用尋常小学読本』の作成にあたって沖縄県の教員を起草委員として起用しないと判断の根拠として考えられる。

次節ではそのような問題意識が口語文の増加となってあらわれた理由を当時の沖縄県の教育事情をめぐる議論から推測する。

4 文体選択方針の一要因

明治12年の廃藩置県制の施行以降、会話伝習所の設立、「沖縄対話」の編纂、教育令下

における小学校への会話科の設置等、「中央語」教育は沖縄の教育施策において重要課題であった¹³⁾。それが日清戦争を経て明治30年になると、「学校生徒は尋常小学校三年生より内地語にて談話し師範学校中学校生徒の如きは内地人かと思ふほど言語に差支はなく却て訛りなきが故に東奥地方のものよりも正なり」と報告されるまでになっている¹⁴⁾。

しかしその背景にはさまざまな問題が存在していたようである。

明治29年8月から10月までの三回にわたって『大日本教育会雑誌』は七章から構成される「琉球教育に就て」と題する論説を巻頭に掲載している¹⁵⁾。著者は沖縄師範学校を明治25年に卒業し、沖縄県内で小学校教師を勤めた後高等師範学校に進み、明治29年3月に理化学科九名の一人として卒業した高良隣徳である。掲載時の高良は滋賀師範学校教諭であったが、本論の肩書には「沖縄」とのみ記されている。

ここでの高良の議論が目されるのは、一つには掲載時期が『沖縄県用尋常小学読本』の編集時期と重なっており、しかも彼とこの論文をとりまく環境が『沖縄県用尋常小学読本』の作成関係者に近いことにある。当時、高等師範学校校長または教授(高)、大日本教育会の常議員(大)、そして文部省図書課の兼勤課員(文)のすべて、または二つの構成員を兼ねている人物として、渡部董之介(大・文)、嘉納治五郎(高・大)、中川謙二郎(大・文)、後藤牧太(高・大・文)、岩川友太郎(高・文)、千本福隆(高・文)、三宅米吉(高・大・文)が挙げられる。このうち高良の論説を『大日本教育会雑誌』の巻頭に掲載する責任を担ったはずの編輯主事は中川であり、三宅は能勢栄とともに編輯委員であった。そして三宅は2節で触れたように、沖縄県用と北海道用との二種の教科書の図書編纂審査委員でもあったのである。こうした環境から考えるならば、沖縄教育に関する高良の現状把握およびそれらに基づく提言は、高等師範学校関係者を経て、大日本教育会常議員、そして文部省図書課職員に通じる経路が開かれていたといえるだろう¹⁶⁾。

高良の提言は多岐にわたる。そのうち教科書編集に関わって彼が展開している提言と『沖縄県用尋常小学読本』の編集方針とは口語文体の重視という点で一致している。これが高良の議論に注目するもう一つの理由である。この提言の根拠をなす理由が、『沖縄県用尋常小学読本』における編集方針を理解する手がかりとなると期待されるからである。

「尋常小学校に於て採用すべき方便」として高良は読書(イ)、修身(ロ)、算術(ハ)、作文(ニ)について提言している(第五章)。これらのうち読書科と作文科にかかわる提言は次の通りである。

- イ 尋常科第二年級迄は其の採用すべき読本は全く言文一致体なるべし、(以下略)
- ニ 作文は、尋常二年迄は全く言語文を作らしめ言語練習を兼ね従来読方科の一部分として普通語を課せしを廃す可し、且書牘文は日用往復の口上書類に止むべし¹⁷⁾。

沖縄県の小学校をとりまく環境についての高良の問題意識はまず就学率の低迷にあった。高良の挙げる資料によれば、明治27年末における沖縄県の就学率は20%である。これは同時期の全国の就学率と比べるならば3分の1に満たない¹⁸⁾。その原因として高良は「其父兄が一般に教育の必要を感じざるに起因」と述べている。それは学習内容については「琉球に於ては今日の学科程度高きに過ぎ」、その結果「尋常科を卒業するに往々五年以上を要する」ことに一因があるというのである。そして高良は「修業年限の不定なる程其の父兄をして不安心ならしむるはなし」と指摘している（第四・五章）。読書科における学科の程度が「高きに過ぎ」る例の一つとして高良は「読本の如きも他府県にては全く言文一致にして単に文字を覚ゆるのみにして足るも沖縄にては斯読本も解釈するを要する」事情を挙げている。口語文であってもそれを「方語」に置き換える必要があるというわけである。これが文語文であれば、さらに口語訳を行う段階が増すことになる。「読方科の一部として普通語を課せしを廃す可し」という提言は、読方科における口語訳をもって「普通語」の教育を兼ねることの負担を指摘しているものと考えられる。高良がとくに低学年の読書科用教科書における口語文体の必要性を強調するのは、「学科程度を低下し尋常の生徒をして規定年限に卒業せしむる」こと、すなわち学習負担の軽減が一つの目的なのである（第五章）。

一方、小学校教育の目的を考えるための前提問題として高良が指摘するのは「人民一般に日本帝国臣民たるの思想に乏しく従つて忠君愛國の精神に欠くる所」があることである（第六章）。その原因についての分析、および読書科教授に関する高良の提言は二つに分けられる。

「日本帝国臣民たるの思想に乏し」い理由の一つとして高良が挙げるのは、「地理上全く内地と別天地をなし皇化に浴することの遅かりしと、歴史上の発達内地各府県と其の趣を異にせるの事情」である。その結果「天皇陛下、日本帝国なる語さへ弁知せざるものあり」と指摘する。そこで高良が提言するのは、歴史・地理を学科として必修としない尋常小学校においてもこれらの大要を読書科用教科書に掲載することであった。歴史に関わる題材としては「本邦の国体が世界万国に卓越するの所以、皇室の尊嚴なるの所以、往時の封建制度と今日の郡県制度との差」、地理に関わる題材としては「本邦の風土気候山川の美、重なる国産物、邦国の範囲」等である。それらの指導を通して学習者の「愛國心」を養成することを提言したのである。しかし読書科の教材として地理的事項、歴史的事項を掲載することは小学校ノ学科及其程度（明治19年）の規定以降、小学校教則大綱にまで引き継がれている。しかも高良が挙げた題材群はそのすべてが当時の検定教科書にすでに掲載されているものである。その意味でかならずしも高良固有の提案というわけではない。おそらく高良は「稍文学的に傾いてゐる」（前掲）と評された『尋常小学読本』に基づいて議論したのであろう。

沖縄県民が「日本帝国臣民たるの思想に乏し」い理由のもう一つとして高良が挙げるのは、「琉球語」と「邦語」との乖離の問題である。

単に之を聞きたるのみにては、何人と雖之を以て同一の言語と見做すこと能はず、従つて国民の統一に大なる妨害を与へ琉球語を使用する間は他府県人にも琉球人にも其の中等以下の人民にありては到底自他同一の国民たる事を感じしむること能はざるべし、

このように言語の乖離によって「国民の統一」が阻害されている実態を指摘したうえで、高良は「普通語」の練習と国語の学習とを一層重視するとともに「生徒をして平常務めて普通語を使用せしむ」ことを提言している。具体的には「尋常二年級迄は読方科も作文科も共に全く言語文を採用すべし」という先の主張の反復である。高良はこのことによって、「生徒の負担を軽減する」とことと「言語の改良を速にする」とことという「二重の利益」があると主張するのである。

5 国語科用教科書への還元

冒頭で述べたように、国語科成立時に刊行された教科書（B類）において選択された口語文体の比率は、『沖縄県用尋常小学読本』に接近したといえることができる。〈表4〉は両者における巻ごとの口語文体の数を並べたものである。これらを〈表3〉と比べたならば、このことは明らかであろう。

〈表4〉 小学校例施行規則下各教科書巻別口語文体数／課数

	3巻	4巻	5巻	6巻	7巻	8巻	計
沖縄県用	22/22	22/23	9/25	5/24	2/21	5/21	65/136
集英堂B	20/20	20/20	11/20	3/20	4/20	4/20	62/120
普及舎B	25/25	14/25	8/25	6/25	3/25	2/25	58/150
金港堂B	20/20	20/20	4/24	0/24	1/24	1/24	46/136
文学社B	21/23	9/23	8/23	3/23	2/23	3/23	46/138

とくに第二学年で扱う3・4巻までの教材をすべて口語文で作成し、他の教科書も第三学年、第四学年用の教科書にも少数ながら口語文教材を配置している集英堂と金港堂の検定教科書には共通性を指摘できる。

高良は沖縄県の初等教育について「学科程度高きに過ぎ」ることを問題としていた。これは読書科についていうならば、教科書における文語体や書牘文体に起因する問題である。一方保科孝一、藤岡勝二、岡田正美の三人が読書教授上の「実況上の課題」として文部省に報告した内容もまた、教科内容を学習者が咀嚼できていないという実態である¹⁹⁾。その原因についての彼らの指摘は教授法とともに「読本編纂上ノ欠点」、とくに表現形式に関わる問題であった。程度の差はあっても当時の「学科程度」と現実の学習者

の実態に開きがあるとする認識において、『沖縄県用尋常小学読本』の編集時に課題とされた沖縄県の教育事情と、同時期の「内地」における課題との間にはさほど径庭はなかったといえるだろう。両者に共通して認識されたこの問題を解決するために、高良は口語文体の使用を、保科等は文体の統一を提言したのである。そしてそれが学習負担の軽減にとどまらず、「国民統一」（高良）、「思想ノ交換」（保科等）としての意味をもつとする認識において、両者の間には同一の構造が見出しうるのである。

高良が展開した議論が直接『沖縄県用尋常小学読本』の編集方針に直結したことを論証する資料はない。しかしこの教科書における47.8%に及ぶ口語文体の使用の選択がこうした理念に基づいて決定されたものであるとするならば、われわれはこれを小学校教育のレベルで国民国家の形成をめざした最初の教科書として位置づけることができると思われる。

なお、国語科成立の4年後から使用開始された第一期国定国語教科書においては、3巻から8巻までの口語文体は、128教材中98教材（76.6%）に達している。口語文体の比率が、全教材数の約半分から四分之三にまで増大しているのである。この間にさらに口語文体の選択を促した要因等については別の機会に検討を加えることにする。

注

- 1) 甲斐雄一郎（2004年3月）「国語科成立時における教科書検定の機能」全国大学国語教育学会『国語科教育』第55号
- 2) AⅠ～Bは以下の教科書のうち巻3～8を用いた。
 - AⅠ 小学校教則大綱（明治24年）下前期検定教科書
集英堂（26年）学海指針社『帝国読本』訂正再版
普及舎（27年）今泉定介・須永和三郎『尋常小学読書教本』訂正再版
金港堂（27年）金港堂書籍『尋常小学新体読本』訂正再版
文学社（26年）山縣悌三郎『小学国文読本尋常小学校用』訂正
 - AⅡ 小学校教則大綱（明治24年）下後期検定教科書
集英堂（31年）学海指針社『訂正新編帝国読本』訂正四版
普及舎（32年）教育研究所『新編尋常読本』訂正三版
金港堂（30年）金港堂書籍『訂正小学読本』訂正四版
文学社（30年）文学社『国民読本尋常小学校用』訂正再版
 - B 小学校令施行規則（明治33年）下新規編集検定教科書
集英堂（33年）学海指針社『小学国語読本尋常小学校国語科児童用』訂正再版
普及舎（33年）普及舎編集所『国語読本尋常小学校用』訂正再版
金港堂（33年）金港堂書籍『尋常国語読本』訂正再版
文学社（33年）文学社『小学新読本尋常科用』再版
- 3) 口語文体の比率において集英堂（修正四版）は変わらず、普及舎（訂正四版）は39.1%まで増加し、金港堂（修正六版）における比率は7.5%まで減少している。
- 4) 佐藤秀夫監修、浅野誠解題、1982年文化評論社刊、「地域教育読本3」の復刻版によった。『北海道用尋常小学読本』についても同氏監修、竹ヶ原幸朗解題、同年同社刊、「地域教育資料1」によった。
- 5) 渡部董之介（大正5年5月1日）「北海道用沖縄県用小学読本編纂事情」『帝国教育』（406号）
- 6) 明治29年の職員録によれば大臣官房図書課には、「属」として片山吉則・荒野文雄・太田政徳・小谷重・白坂栄彦・永井直好・土館長言・平出鏗二郎・小出房吉・福味文卿・小川茂次郎の名が記載され

ている。なお 29 年 6 月にそれまで図書課「属」であった小川 銀太郎は沖繩師範学校校長に任ぜられている。

- 7) 佐竹道盛 (1978 年 9 月)「沖繩近代教育の特質」『北海道教育大学紀要』第一部 B 第 29 巻第 1 号
なお、浅野誠氏 (前掲) は本教科書を『尋常小学読本』、『尋常国語読本』と対比したうえで、「軍国主義的・国家主義的内容」が本教科書において「ことさら、こうした教材を増加させているとは、必ずしも断言できない」としている。
- 8) 藤澤健一氏は、佐竹氏の分類に依拠しつつ、(4) の教材群に着目し、「政策側」の〈排除〉と〈統合〉との「矛盾的な結合」を読み取ろうとしている (『近代沖繩教育史の視覚一問題史的再構成の試み』第 7 章、社会評論社、2000 年)。
- 9) 〈表 2〉作成のための基礎資料として「資料・読書科の教材構成」(『人文科教育研究』27 号、2000 年)、「資料・国語科の教材選択における収斂の過程」(『人文科教育研究』28 号、2001 年、いずれも拙稿)を用いた。「その他」中の「他」には、「児童生活・自然・書簡・雑」を含む。
- 10) 沖繩県用・北海道用『尋常小学読本』と他の教科書教材との関連を示した〈表 5〉参照。
- 11) 「補正成」(7 巻 12 課)は歴史的教材に分類されるが、補足修正が加えられたのは次のような地理的な記述である。「我等モシ、那覇港ヨリ船ニ乗りテ、神戸ニ至リ、其市街ヲ散歩シテ、湊川ノ近傍ニ至ラバ湊川神社トテ、壮大ナル社アルヲ見シ。」
- 12) 小泉弘 (1979)「北海道用尋常小学読本について」『川瀬博士古稀記念国語国文学論文集』雄松堂書店
- 13) 外間守善 (2000 年)『沖繩の言葉と歴史』第六章、中央公論
- 14) 『教育公報』(明治 30 年 7 月) 雑録「沖繩県の学事」
- 15) 高良隣徳 (明治 29 年 8 月～10 月)「琉球教育に就て」『大日本教育会雑誌』180 号～182 号
- 16) 図書課員と高等師範学校教授との兼勤は「職員録」(前掲)、大日本教育会役員は『大日本教育会雑誌』172 号 (明治 28 年 12 月) に掲載された明治 28 年 11 月 20 日現在の大日本教育会「職員」名簿による。
- 17) 高良は「言文一致体」、「言語文」等の用語を用いているが、ここではすべて「口語文」とした。
- 18) 教育史編纂会 (昭和 13 年)『明治以降教育制度発達史』第三巻、「第三期学校統計 小学校」による。
- 19) 保科孝一、藤岡勝二、岡田正美 (明治 32 年 10 月 16 日)「読本編纂及教授等ノ意見書」『官報』4889 号。ここで三人は読書教授実践の実態について、「彼等ハ徒ニ誦読スルノミニテ其意ヲ解セス從テ句読乱レ抑揚ヲ失シ之ヲ聴ク者ヲシテ一種ノ歌謡ヲ聴ク思アラシメ而モ其意義ノ那邊ニ在ルカヲ疑ハシム」と指摘している。

〈表 5〉 沖繩県用・北海道用『尋常小学読本』と他の教科書教材との関連

- 1 この表は『沖繩県用尋常小学読本』『北海道用尋常小学読本』それぞれに固有の教材を明らかにするために作成した。ゴシックで表示したものがそれぞれの教科書固有の教材である。
- 2 各教材を小学校教則大綱の規定に即して分類し、巻・課を三桁で示している。321 は 3 巻 21 課であることを示す。最右列には、小学校ノ学科及其程度下、小学校教則大綱下に刊行された教科書教材のうち、それぞれの教材とほぼ同趣旨の教材を挙げた。
- 3 無印は『尋常小学読本』、* は同時期 (小学校ノ学科及其程度下) の検定教科書であることを示す。掲載の優先順位は『尋常小学読本』、A I 類の順とし、両者がない場合は*、A II 類を参照した。高等小学校用教科書は (高) で示した。題材の類似する教材は全体を () で示した。A I・II 類については「A」の表記を省略した。

		沖繩県用尋常小学読本	北海道用尋常小学読本	『尋常小学読本』・検定教科書
修身	401 私の家			I 普 401 わが家
	417 まこと		413 まこと	302 まこと
	506 烏ト狐			* 金 (高) 103 烏ト狐
	519 虎と狐との話			328 虎と狐との話
	520 勤勉と儉約		516 勤勉と儉約	II 集 517 勤勉と儉約

	沖縄県用尋常小学読本	北海道用尋常小学読本	『尋常小学読本』・検定教科書
	602 学問の益		501 学問の益
	614 老人の話		
	615 亀と兎のかけくらべ		I 金 308 うさぎとかめ
	620 諺		526 諺
	621 水は器の御歌		II 普 713・II 金 526 水はうつは
	717 雨だれ石を穿つ		604 あまだれ石を穿つ
	818 女の心がくべきこと	826 婦女の四行	I 普 814 婦女の四行
		301 あさ日	225 日の出
		506 友のえらび方	405 友のえらび方
		517 早起	I 文 603 早起
		614 寒気に慣れよ	
		618・619 五人ノ友 一・二	530 諺
		621 学問の仕方	I 文 517 学問
		622 蛭雪	704 蛭雪の功
		624 孝養	I 普 624 父母の愛・I 金 516 父母ノ恩
		712 山火事	608・609 火のゆくへ
		713 礼	I 集 315 レイギ
		725 一村の団結	
国民	322 日本		I 金 325 日本
	403 天長節	407 天長節	I 普及舎 404 天長節
	404 兵たい	323 兵士	220 兵士
	511 こんがう石の御歌		I 普 520・I 集 521 金剛石の御詠
	514 従軍キシヤウ		II 金 701 金鶏勲章
	523 勅語		I 文 (高) 101 勅語
	524 勅語奉答	424 勅語奉答	I 普 625 勅語奉答の歌
	609 紀元節の歌		430・431 紀元節の歌
	720 国旗	523 国旗	602 日の旗
	721 天照大神	701 伊勢神宮	I 普 701 伊勢大廟・II 集 801 伊勢神宮
	801 大日本帝国	802 大日本帝国	I 普 502・I 金 604・605 大日本帝国
	802 祝へ我国を		702 祝へ我が国を
	819 国民ノ重ンズベキ義務	827 国民ノ重ンズベキ義務	I 普 823 兵役ト租税 I 集 829・830 国民の二大義務
		601 かむなめ祭	I 普 604 神嘗祭
		724 軍艦	II 金 517・II 集 524・II 文 519 軍艦
		825 君が御代	729 君が御代
地理	入門 302 方ガク	03 方位	227 方角
	交通	710・711 水の旅行 一・二	606・607 水の周遊一・二
	313 橋	311 橋	
	516 船	418 汽車ト汽船	I 集 726 汽車汽船
	806 汽車		I 金 511 蒸気車
		703 商船	* 金 202 商船
		804 交通	

	沖縄県用尋常小学読本	北海道用尋常小学読本	『尋常小学読本』・検定教科書	
日本	423 富士山	324 富士山	213 富士山	
	517 航海	521・522 航海一・二	Ⅱ集 818 航海	
	522 波之上宮			
	622 沖縄県		Ⅰ普 813 琉球ト北海道	
	624 新高山		Ⅱ普 803 新高山	
	701 桜	502 桜	Ⅰ金 702 桜・Ⅱ文 502 桜花	
	703 那覇		(* 普 221 琉球那覇港の景況)	
	709 東京	821 宮城	Ⅰ普 507・Ⅰ集 607 東京	
	710 京都と大阪		Ⅰ普 614 大阪ト西京・Ⅰ集 504 京都・514 大阪	
	813 九州		Ⅰ集 703 九州	
	816 台湾	815 台湾	Ⅱ普 819・Ⅱ集 823 台湾	
		404 石狩川		
		408・409 冬の日 一・二		
		511 札幌神社		
		524 我国	701 我が国	
		602 北海道	Ⅰ集 718 北海道・Ⅰ普 813 (既出)	
		604 もんべつ村		
		720 五港	Ⅰ普 805 五港	
		721 三景	Ⅰ普 804 日本三景・Ⅰ集 804 日本ノ三景	
	実業	518 水産		Ⅰ集 717 海産
612 陶器と漆器		715 我国ノ工藝	Ⅰ普 714 焼物ト漆器・Ⅰ集 715 陶器と漆器	
		504 水産会		
		704 産物の販路		
		817 遠洋漁業の歌		
		818 海員		
世界	611 家	823 家屋ノ建築	516 家	
	811・812 大イナル球 一・二	801 地球	727 地球	
		722 カバフト	Ⅱ金 419 からふとのはなし	
		803 外国	Ⅱ普 816・Ⅱ金 513 外国	
		806 ウラジヤストック	Ⅱ集 614 ウラジホストック	
歴史	古代	321 タウフウトカハヅ		130 たうふうとかはづ
		525 神武天皇	501 神武天皇	429 神武天皇
		601 日本武尊	608 日本武尊	509 日本武尊
		603 菅原道真	620 菅原道真	503 菅原道真
			623 仁徳天皇	515 仁徳天皇
	中世	616・617 源為朝 一・二		
		618 弘安の役	723 元寇	Ⅰ普 820・金 802 元寇・Ⅰ集 817 弘安の役
		702 児島高德		Ⅰ金 701 児島高德
		704 舜天		
		712・713 楠正成 一・二	718・719 楠正成一・二	626・627 楠木正成一・二
		809・810 豊臣秀吉一・二	812 豊臣秀吉	707・708・715 豊臣秀吉一・二・三
			415 よしつね	Ⅰ普 321・Ⅰ集 507 牛若丸

		沖縄県用尋常小学読本	北海道用尋常小学読本	『尋常小学読本』・検定教科書	
理科	近世		512・513 武田信広一・二		
			811 森蘭丸	705 森蘭丸の話	
		411 はなはほき一		311 塙保己一の話	
		507 蕃藪大主			
		515 山田長政	805 山田長政	726 山田長正の話	
		521 酒井忠勝	315 サカキタダカツ	321 酒井忠勝の話	
		606 名ご順則が鶏を助けた話			
		608 井上でん	616 井上でん	I 金 713 井上デン国益ヲ起コス	
		716 野中兼山	814 野中兼山のみやげ	617 野中兼山のみやげ	
		623 儀間真常			
			519・520 高田屋嘉兵衛	I 普 (高) 610 高田屋嘉兵衛	
			605・606 二宮金次郎 一・二	I 普 607・608 二宮尊徳・I 金 722 二宮金次郎	
			615 間宮林蔵	II 金 619 間宮林蔵	
			819 徳川家康	718 徳川家康	
		820 家康の遺訓	719 家康遺訓		
	近代	803・804 日清戦争 一・二	813 日清戦争	II 集 822・II 金 514 日清戦争	
		820・821 今上天皇 一・二	824 明治維新	728 明治維新	
	外国	416 ワシントンの正直		II 集 (高) 825 華盛頓	
		807 ゼームスワット		II 金 718 わつと	
	植物	306 わうこてふ			
		610 樹木	607 樹木ノ効用		
			420 重ナル樹木		
			318 林檎		
			406 菊	416 菊	
			707 葉ト根	723 葉・725 根	
		生理	412 やう生	612 養生	I 普 616・I 金 603 養生
			707 酒の害		I 文 617 酒の害
			809 人ノ身体	I 普 816 人体・I 金 811 人	
動物		402 鶏		I 集 303 鶏	
	409 かたつぶり		208 かたつぶり		
	410 おきよと正雄	411 おきよと正雄	309 おきよと正雄との話		
	418 馬	417 馬	318 馬		
	503 鳥の卵				
	605 燕		329 燕		
	607 羊	611 羊	522 羊		
	619 かうもり	509 蝙蝠	II 集 (高) 204 蝙蝠		
	706 蜜蜂		II 文 712 蜜蜂ノ話		
	714 象		616 象		
		307 鯨			
		405 鮭			
		410 ハリネズミ	314 はりねずみ		
	416 熊トラッコ	(I 文 511 熊)(II 集(高) 311 獵虎)			

	沖縄県用尋常小学読本	北海道用尋常小学読本	『尋常小学読本』・検定教科書	
	鉱物	613 重なる金属	609 重なる金属	510・511 おもなる金属
			419 石炭	I集 719 石炭
	地文	303 風		
		719 太陽	709 太陽	601 太陽
		805 雨及雪	705 雨と雪	721 雨及び雪
	物理		822 地震	I集 807 地震
		320 山びこ		229 山びこ
	実業	715 空気	808 空気	712 空気
		413 米	401 米	306 米
		414 砂たう	514 砂糖	624 砂糖
		420 かひこ	503 養蚕	303 かひこ・I普 711・I集 614 養蚕
		815 茶		I普 505・I金 508・I集 508・I文 513 茶
			314 紙	217 紙
			317 麦	I普 512・I集 321 麦
			423 鯨	I金 812 鯨
			505 麻ト亜麻	(406 麻)
			515 肥料	I文 712 肥料
			610 牧畜	
		その他	公民	705 職業
708 貿易				II集 819・II金 814 貿易
814 銀行	717 銀行			II普 812・II集 718 銀行
817 商業	816 商業			I金 807 商業
	706 凶年			I金 818 凶年の備へ
	807 会社			I金 809・I文 816 会社
家政	308 洗たく		309 洗たく	I金 512 洗濯
	421 衣服		421 衣服	I普 310・I集 420 衣服
	422 ものさし		422 ものさし	I普 311 モノサシ
	510 時計		402 時計	209・210 時計 1・2
	512 月の日数			422 月の日数
			617 パンノ製造法	
			716 料理	
	説話		304 子ネズミトソノ母	
309・310・311 桃太郎 一・二・三			319・320・321 桃太郎 一・二・三	126・127・128 桃太郎一・二・三
314 ヨクノフカイ犬			312 よくふかき犬	219 欲ふかき犬の話
315 二匹の羊				
316 はなれ馬			316 はなれ馬	211 はなれ馬
317 アリト芋虫				117 ありといも虫
318 子をあいする猫			313 子をあいする猫	216 子をあいする猫の話
405 ヤクソクノ松			I集 526 名和長年	
406・407・408 サルトカニー 一・二・三			204・205・206 猿とかにとの話一・二・三	
415 高まんな男			327 かうまんな男	
419 馬が子どもをたすけた話			319 馬の童を助けし話	

	沖縄県用尋常小学読本	北海道用尋常小学読本	『尋常小学読本』・検定教科書
	502 千代松の話		410 千代松の話
	504 犬のちゑ		427 犬の智慧
	508 孝行な盲の話	518 孝行なる盲人の話	417 孝行なる盲人
	509 子鼠と親鼠		418 子鼠とおや鼠
	604 翼の折れたる雀	507 つばさの折れたる雀	507 翼の折れたる雀
	711 貞女さよの話	714 貞女さよの話	
		412 正雄ノ正直	317 正雄の正直
		603 移住者ノ話	
		613 少女老人を助く	401 お竹の老人を助けし話
		810 ふぢ女	
生活	301 がくかう	302 がくかう	201 学校
	305 しんせつな妹	305 なかよき姉妹	203 妹の姉をシンセツにする話
	307 海ベノアソビ	306 海ベノアソビ	222 海岸のあそび 1
	312 川	308 川	
	319 ウンドウ会	322 うんどうくわい	Ⅱ 普 304 ウンドウクワイ
	501 野山の遊び		
		304 にはのさうぢ	
		310 泳ぎ	
		414 冬のあそび	
		508 魚釣	523 魚釣
		510 夏の夕べ	Ⅱ 517 夏の夕
自然	513 四季	403 四季	320 四季
書簡	718 友人の卒業を賀する文	708 手紙	419 手紙の書き方
	808 東京の叔父に寄する文		420 手紙の書き方
雑	505 考物		214 考へ物・413 考へ物

(かい ゆういちろう 筑波大学人間総合科学研究科(教育学系)助教授)